

入 札 説 明 書

案件名 徳島県立文学書道館
収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)

| | (頁) |
|---------------|-------|
| I 入札説明書 | 1～6 |
| II 提出書類一覧表 | 7～8 |
| III 入札書・委任状 | 9～14 |
| IV 仕様書に関する質問書 | 15～16 |
| V 仕様書 | 17～23 |
| VI 応札仕様書 | 24～32 |
| VII 契約書(案) | 33～36 |

徳 島 県

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 借入する物品

徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式

(2) 借入する物品の規格、機能、特質等

徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 借入数量

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(60か月)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

ただし、令和7年度以降において、この契約に係る予算が成立しなかった場合

又は減額となった場合には、この契約の全部または一部を解約できるものとする。

(5) 設置場所

徳島県立文学書道館 (徳島県徳島市中前川町2丁目22番1号)

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
- ③ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者。
- ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止または指名回避の措置の対象となっていない者。
- ⑤ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- ⑥ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11

年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていない者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②の入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して、令和6年5月28日(火)までに、下記に示す提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

<参加資格申請書の提出場所>

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付期間、場所及び方法について

(1) 期間 令和6年5月14日(火)から同年5月28日(火)午後5時まで

(2) 場所 徳島県ホームページにおいて配布するものとする。

なお、仕様に変更があった場合、ホームページで周知する。

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県観光スポーツ文化部 文化振興課 文化創造担当

電子メールアドレス bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

問い合わせについては、電子メールによるものとする。

別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。

なお、期間については令和6年5月17日(金)午後5時までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和6年5月28日(火)午前11時(必着)

※郵送の場合も令和6年5月28日(火)午前11時を期限(必着)とする。

②提出場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
徳島県観光スポーツ文化部 文化振興課 文化創造担当

③提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

※郵送の場合は、封筒の表面に「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)応札仕様書等 在中」と朱書きし、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。代理人による持参の場合には、代理人の氏名を合わせて記載すること。

(3) その他

- 提出期限までに応札仕様書等を提出しない者は、この入札に参加できません。
- 提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- 提出書類に不備が認められたときは受付しない場合があるので、余裕を持って提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

①日時

令和6年6月11日(火)午前11時

②場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 万代庁舎11階1105会議室

③提出方法

直接持参又は郵送

※郵送による場合には、書留郵便にて、(2)の①の提出期間内に必着のこと。

(2) 郵送による場合の入札書の提出期間、宛先等

①提出期間

令和6年6月6日(木)午前9時から

令和6年6月10日(月)午後5時まで

②宛先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
徳島県観光スポーツ文化部 文化振興課 文化創造担当

③提出方法

- ・書留郵便で郵送すること。
- ・二重封筒とし、中封筒には入札書等を入れ密封すること。
- ・中封筒には、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名表書きする。代理人による場

合は、代理人の氏名、住所を記載する。

また、「入札案件 徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)」と朱書きすること。

・外封筒には、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の氏名、住所を記載する。

また、「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借) 入札書在中」と朱書きすること。

代理人による場合は委任状も同封すること。

(3) 入札の方法等

① 入札の方法

入札は「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)」の「1 か月あたりの賃貸借料」で行うものとする。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 「入札金額」は、「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)」の「1 か月あたりの賃貸借料」を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

- 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
- 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

- キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができる認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借) 入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札。
- ③ 記名のない入札。
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(5) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1丁目1番地

所属名 徳島県観光スポーツ文化部 文化振興課

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 契約金額の改定

公租公課の増減が生じた場合は、契約金額を改定する。

(7) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約後に判明した場合は、契約を解除する。

8 その他

(1) 入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

(2) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

ア 代理人による入札の場合は、委任状

イ 顔写真入りの身分証明書等(入札参加者及びその代理人の本人確認用)

(3) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。
また、その代理人による持参の場合には、代理人の氏名を合わせて記載すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

② 保守体制証明書 1通(保守体制表を含む)

③ 入札しようとする物品等のカタログ等 1部

仕様上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるか否かを確認できるものを添付し、該当箇所をマーキング・付箋貼付等により明示すること。

④ 価格一覧表(税抜) 1通

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

見積には、納入しようとする物品の価額のほか、納入・調整等に要する経費等、一切の経費を含めること。

2 入札書提出時

(1) 入札書等

① 入札書 1通

※入札書を封筒に入れ「入札案件 徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)」と朱書きすること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

(2) 留意事項

持参により提出する場合

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

Ⅲ 入札書・委任状

入札書

入札金額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

入札物件

徳島県立文学書道館

収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

代理人 住所

氏名

徳島県知事殿

再入札書

入札金額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

入札物件

徳島県立文学書道館

収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

代理人 住所

氏名

徳島県知事殿

令和 年 月 日

委任状

徳島県知事殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)』の入札に関する一切の権限を委任します。

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書

入札金額

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 3 | 4 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

¥マークを付すこと

■ 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 3 | 4 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行
する『○○○○○○』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV 仕様書に関する質問書

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

| | |
|------|--|
| 質問項目 | |
| 内 容 | |

V 仕様書

徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)仕様書

1.数量：一式

2.借入期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(60か月間)

3.納品期限：令和6年9月末日までとする。※ただし、半導不足等による遅延が生じた場合は、別途協議に応じるものとする。

4.設置場所：徳島県立文学書道館(徳島市中前川町2丁目22-1)

下記の仕様を満たすものとする。

①コアスイッチ

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 |
|----|------------|---|
| 1 | ハードウェア構成 | シャーシ型製品であること。また、拡張スロットとして8スロット以上有していること。 |
| 2 | | 100BASE-TX/1000BASE-TIに対応したRJ-45インターフェースを24ポート以上有すること。 |
| 3 | | 1000BASE-SXに対応したSFPモジュールを搭載可能なSFPスロットを12ポート以上有すること。併せてSFPモジュールを6ポート以上実装すること。 |
| 4 | | 装置前面にUSBポートおよびコンソールポート、マネージメントポートを各1つ以上有すること。 |
| 5 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは2.56Tbps以上であること。 |
| 6 | | 装置単体でMACアドレス登録数は160,000以上であること。 |
| 7 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した4,094以上のVLANを設定可能なこと。 |
| 8 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 |
| 9 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 |
| 10 | | ポートミラーリング、リモートミラーリング機能を有すること。 |
| 11 | L3機能 | 物理インターフェースポート及び仮想インターフェース(VLAN)毎に任意のIPv4アドレスの割り当てが可能であること。 |
| 12 | | ソフトウェアを変更することなく、スタティックルーティング、ポリシーベースルーティング、RIPv1/v2、RIPng、OSPFv2、OSPFv3、VRF-Lite、PIM-SSMv4、PIM-SMv4、PIM-DMv4、PIM-SSMv6、PIM-SMv6、BGP、BGP+機能を有すること。(但しライセンス適用は可とする) |
| 13 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 |
| 14 | | ループを検知したポートLEDの点滅と全てのポートLEDの点滅を繰り返すことで、ループ検知を視覚的に知らせる機能を有すること。 |
| 15 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 |
| 16 | | 時刻同期を行うためにNTP(クライアント/サーバー)機能を有すること。また他のNTPサーバーに同期していない場合であっても、装置単体で権威のあるNTPサーバーとして動作することが可能なこと。 |
| 17 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 |
| 18 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 |
| 19 | | 外部メディア(USBメモリ)へログを転送できること。 |
| 20 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスクリプトを自動実行するトリガー機能を有すること。 |
| 21 | | USBメモリにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 |
| 22 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 |
| 23 | | TDR(Time-Domain Reflectometry)方式のカッパーケーブル診断機能を有すること。 |
| 24 | | 光ファイバーケーブルの受信光レベルを常時監視し、任意のしきい値を下回った場合に当該ポートのシャットダウンおよびSNMPトラップ通知が可能であること。 |
| 25 | ソフトウェア関連 | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 |
| 26 | | 複数の設定ファイルを異なる名前前で保存可能なこと。また、それらを必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 |
| 27 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 |
| 28 | 実装形態 | 電源の冗長が可能なこと。 |
| 29 | | 19インチラックに収容可能であること。 |
| 30 | | 動作時温度0～50℃に対応していること。 |
| 31 | その他 | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 |
| 32 | | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 |
| 33 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 |
| 34 | 台数 | 1台 |

②フロアスイッチA

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 |
|----|------------|--|
| 1 | ハードウェア構成 | 装置単体で10/100/1000BASE-Tのインターフェースを16ポート以上有すること。 |
| 2 | | IEEE802.3z1000BASE-LX/SX、IEEE802.3ab1000BASE-T、IEEE802.3ah1000BASE-BX10Iに準拠したSFPを搭載可能なこと。また装置単体でSFPスロットを2つ以上有すること。 |
| 3 | | 装置前面にSD/SDHCカードスロットおよびコンソールポートを各1つ以上有すること。 |
| 4 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは40Gbps以上であること。 |
| 5 | | 装置単体でMACアドレス登録数は16,384以上であること。 |
| 6 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した2,048以上のVLANを設定可能なこと。 |
| 7 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 |
| 8 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 |
| 9 | | ポートミラーリング機能を有すること。 |
| 10 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 |
| 11 | | ループを検出した際の動作に付随して、ポートLEDを点滅させることにより、視覚的に知らせる機能を有すること。 |
| 12 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 |
| 13 | | 時刻同期を行うためにNTPクライアント機能を有すること。 |
| 14 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 |
| 15 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 |
| 16 | | 外部メディア(SDカード)へログを転送できること。 |
| 17 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスクリプトを自動実行するトリガー機能を有すること。 |
| 18 | | SDカードにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 |
| 19 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 |
| 20 | | TDR(Time-Domain Reflectometry)方式のカップパーケーブル診断機能を有すること。 |
| 21 | | 光ファイバーケーブルの受信光レベルを常時監視し、任意のしきい値を下回った場合に当該ポートのシャットダウンおよびSNMPトラップ通知が可能であること。 |
| 22 | ソフトウェア関連 | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 |
| 23 | | 複数の設定ファイルを異なる名前前で保存可能なこと。また、それらを必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 |
| 24 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 |
| 25 | 実装形態 | 最大消費電力が18W以下であること。 |
| 26 | | 外形寸法は350(W)×240(D)×50(H)mm(突起部含まず)以下であり、壁面への取り付けが可能であること。 |
| 27 | | 筐体の質量は2.4kg以下であること。 |
| 28 | | 動作時温度0～50℃に対応していること。 |
| 29 | その他 | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 |
| 30 | | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 |
| 31 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 |
| 32 | 台数 | 6台 |

③フロアスイッチB

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 |
|----|------------|--|
| 1 | ハードウェア構成 | 装置単体で10/100/1000BASE-Tのインターフェースを16ポート以上有すること。 |
| 2 | | 装置前面にSD/SDHCカードスロットおよびコンソールポートを各1つ以上有すること。 |
| 3 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは40Gbps以上であること。 |
| 4 | | 装置単体でMACアドレス登録数は16,384以上であること。 |
| 5 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した2,048以上のVLANを設定可能なこと。 |
| 6 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 |
| 7 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 |
| 8 | | ポートミラーリング機能を有すること。 |
| 9 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 |
| 10 | | ループを検出した際の動作に付随して、ポートLEDを点滅させることにより、視覚的に知らせる機能を有すること。 |
| 11 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 |
| 12 | | 時刻同期を行うためにNTPクライアント機能を有すること。 |
| 13 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 |
| 14 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 |
| 15 | | 外部メディア(SDカード)へログを転送できること |
| 16 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスク립トを自動実行するトリガー機能を有すること。 |
| 17 | | SDカードにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 |
| 18 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 |
| 19 | | TDR(Time-Domain Reflectometry)方式のカッパーケーブル診断機能を有すること。 |
| 20 | ソフトウェア関連 | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 |
| 21 | | 複数の設定ファイルを異なる名前でも保存可能なこと。また、それらを必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 |
| 22 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 |
| 23 | 実装形態 | 最大消費電力が18W以下であること。 |
| 24 | | 19インチラックに収容可能であること。 |
| 25 | | 筐体の質量は2.4kg以下であること。 |
| 26 | | 動作時温度0~50℃に対応していること。 |
| 27 | その他 | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 |
| 28 | | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 |
| 29 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 |
| 28 | 台数 | 5台 |

④ファイアウォール

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 |
|----|------------|---|
| 1 | ハードウェア構成 | WAN: GbERJ45インターフェースを1ポート以上有すること。 |
| 2 | | LAN: GbERJ45インターフェースを4ポート以上有すること。 |
| 3 | | コンソールポートを1ポート以上有すること。 |
| 4 | パフォーマンス | ファイアウォールスループットはUDPパケット1518バイトにおいて10Gbps以上、512バイトにおいて10Gbps以上、64バイトにおいて6Gbps以上であること。 |
| 5 | | 同時セッションは700,000セッション以上であること。 |
| 6 | | 新規セッションは35,000/秒以上であること。 |
| 7 | | SSL-VPNスループットが900Mbps以上であること。 |
| 8 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した254個以上のVLANを設定可能なこと。 |
| 9 | L3機能 | 物理インターフェースポート及び仮想インターフェース(VLAN)毎に任意のIPv4アドレスの割り当てが可能であること。 |
| 10 | | ソフトウェアを変更することなく、スタティックルーティング、ポリシーベースルーティング、RIPv1/v2機能を有すること。(但しライセンス適用は可とする) |
| 11 | ファイアウォール機能 | 任意の物理または仮想インターフェース間の通信に対して、通信を許可する/拒否する設定を行う機能を有すること。 |
| 12 | | 通信を許可する/拒否する際に、通信の戻りパケットに対する設定を動的に行うステートフルインスペクション機能を有すること。 |
| 13 | | 許可/拒否されたすべての通信のログを出力する機能を有すること。 |
| 14 | 運用・管理機能 | Telnet(サーバー)機能およびSecureShell(サーバー)機能を有すること。 |
| 15 | | HTTP/HTTPSを用いたWeb管理機能を有すること。 |
| 16 | | 時刻同期を行うためにNTPサーバー/クライアント機能を有すること。 |
| 17 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 |
| 18 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 |
| 19 | ソフトウェア関連 | 装置内の設定情報をテキストファイルに保存可能であること。 |
| 20 | | 最新のOS(ファームウェア)が提供されていること。 |
| 21 | 実装形態 | 19インチラックに収容可能であること。 |
| 22 | | 動作時温度0~40℃に対応していること。 |
| 23 | その他 | 取扱説明書およびコマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 |
| 24 | 台数 | 1台 |

⑤共通事項

| | | |
|----|-----|---|
| 1 | 保守 | この調達に係わる機器全ての保守費用を構成に含めること。 |
| 2 | | 保守期間については、メーカー出荷日から5年間以上の対応を実施すること。 |
| 3 | | 保守レベルは、先出しセンドバック保守とすること。 |
| 4 | | コアスイッチとフロアスイッチAとフロアスイッチBについては同一メーカーを選択すること。 |
| 5 | | 別添の保守体制表(例)を参照し提出すること。 |
| 6 | 設置等 | 原則、現行機材の設置場所に収めるサイズとすること。 |
| 7 | | 機器内容には設置に必要な部材(留め金、ネジ等)を含め、別途実施する設置・設定作業に支障がでない配慮をすること。 |
| 8 | 提出物 | 入札前に応札仕様書に可否対応一覧表を記載し事前提出すること。 |
| 9 | | 調達された機器、保証書、機器明細書(品番・品名・シリアルプロダクトキー等)類は一覧表にて提出を実施すること。 |
| 10 | その他 | 初期不良があった場合には、速やかに対応すること。 |
| 11 | | 本仕様書に記載なき事項がある場合は、納品前に徳島県観光スポーツ文化部・文化振興課と協議すること。 |
| 12 | | 中古品・新古品は不可とする。 |

別添1_保守体制表(例)

保守体制表

(1)連絡受付窓口及び時間

受付窓口 ○○○○株式会社
E-mail
電話番号
受付時間 平日○:○○～○:○○

(2)保守作業を行う技術者の配置拠点

徳島県徳島市○○○○

(3)導入した機器の保守部品の配置拠点

保守部品の供給元は○○○○株式会社となります。

導入機器の製造メーカー各社により保守部品の配置拠点が異なります。

・○○○○社製品

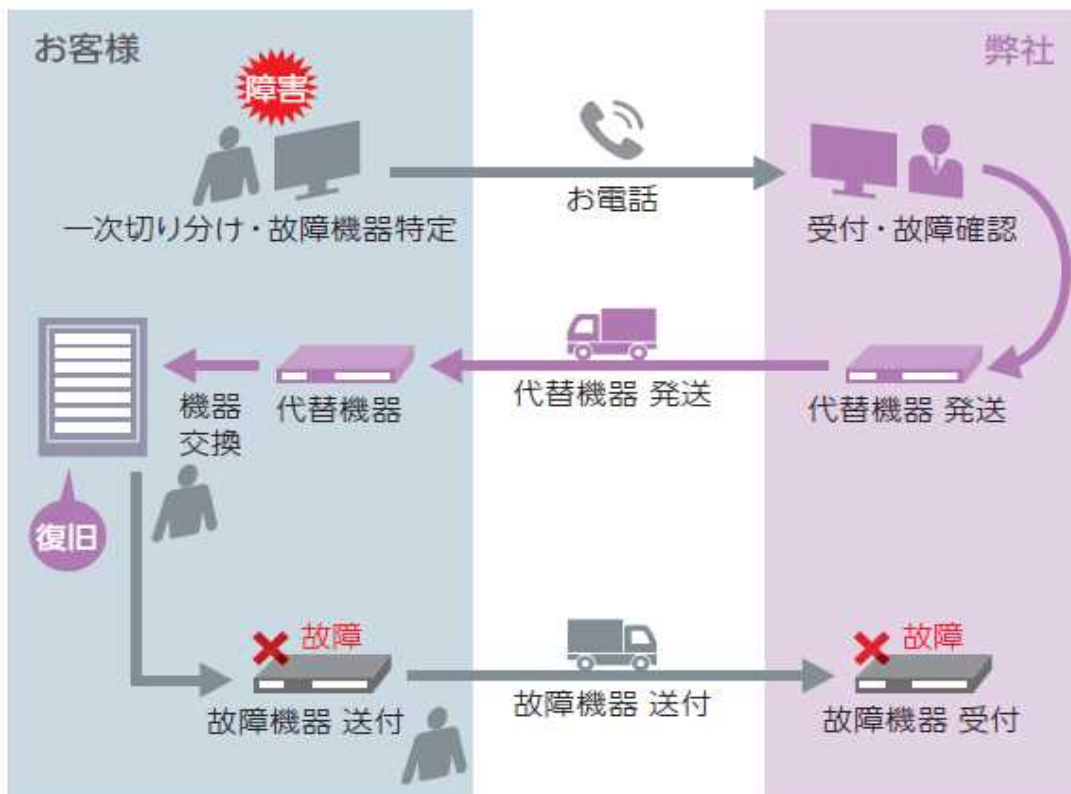
全国○箇所、近隣としては高松、大阪です。

・○○○○社製品

メーカー配備拠点からの発送となりますが、配備拠点は非公開となっております。

(4)保守フロー図

購入後の機器に障害が発生した場合、代替機器を先行してお届けするサービスです。



VI 応札仕様書

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者名
連絡先電話番号
ファクシミリ
E-mail

徳島県が行う「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式(賃貸借)」の
入札については、次のとおり応札します。

①コアスイッチ

| 項番 | 構成・機能名等 | 性能・要件 | 可否欄 | 備考 | 判定欄 |
|----|------------|---|-----|----|-----|
| 1 | ハードウェア構成 | シャーシ型製品であること。また、拡張スロットとして8スロット以上有していること。 | | | |
| 2 | | 100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したRJ-45インターフェースを24ポート以上有すること。 | | | |
| 3 | | 1000BASE-SXに対応したSFPモジュールを搭載可能なSFPスロットを12ポート以上有すること。併せてSFPモジュールを6ポート以上実装すること。 | | | |
| 4 | | 装置前面にUSBポートおよびコンソールポート、マネージメントポートを各1つ以上有すること。 | | | |
| 5 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは2.56Tbps以上であること。 | | | |
| 6 | | 装置単体でMACアドレス登録数は160,000以上であること。 | | | |
| 7 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した4,094以上のVLANを設定可能なこと。 | | | |
| 8 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 | | | |
| 9 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 | | | |
| 10 | | ポートミラーリング、リモートミラーリング機能を有すること。 | | | |
| 11 | L3機能 | 物理インターフェースポート及び仮想インターフェース(VLAN)毎に任意のIPv4アドレスの割り当てが可能であること。 | | | |
| 12 | | ソフトウェアを変更することなく、スタティックルーティング、ポリシーベースルーティング、RIPv1/v2、RIPng、OSPFv2、OSPFv3、VRF-Lite、PIM-SSMv4、PIM-SMv4、PIM-DMv4、PIM-SSMv6、PIM-SMv6、BGP、BGP+機能を有すること。(但しライセンス適用は可とする) | | | |
| 13 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 | | | |
| 14 | | ループを検出したポートLEDの点滅と全てのポートLEDの点滅を繰り返すことで、ループ検知を視覚的に知らせる機能を有すること。 | | | |
| 15 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 | | | |
| 16 | | 時刻同期を行うためにNTP(クライアント/サーバー)機能を有すること。また他のNTPサーバーに同期していない場合であっても、装置単体で権威のあるNTPサーバーとして動作することが可能なこと。 | | | |
| 17 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 | | | |
| 18 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 | | | |
| 19 | | 外部メディア(USBメモリ)へログを転送できること。 | | | |
| 20 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスク립トを自動実行するトリガー機能を有すること。 | | | |
| 21 | | USBメモリにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 | | | |
| 22 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 | | | |
| 23 | | TDR(Time-DomainReflectometry)方式のカッパーケーブル診断機能を有すること。 | | | |
| 24 | | 光ファイバーケーブルの受信光レベルを常時監視し、任意のしきい値を下回った場合に当該ポートのシャットダウンおよびSNMPトラップ通知が可能なこと。 | | | |

| | | | | | |
|----|----------|---|--|--|--|
| 25 | | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 | | | |
| 26 | ソフトウェア関連 | 複数の設定ファイルを異なる名前で保存可能なこと。また、それらを必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 | | | |
| 27 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 | | | |
| 28 | | 電源の冗長が可能なこと。 | | | |
| 29 | 実装形態 | 19インチラックに収容可能であること。 | | | |
| 30 | | 動作時温度0～50℃に対応していること。 | | | |
| 31 | | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 | | | |
| 32 | その他 | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 | | | |
| 33 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 | | | |
| 34 | 台数 | 1台 | | | |

②フロアスイッチA

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 | 可否欄 | 備考 | 判定欄 |
|----|------------|--|-----|----|-----|
| 1 | ハードウェア構成 | 装置単体で10/100/1000BASE-Tのインターフェースを16ポート以上有すること。 | | | |
| 2 | | IEEE802.3z1000BASE-LX/SX、IEEE802.3ab1000BASE-T、IEEE802.3ah1000BASE-BX10Iに準拠したSFPを搭載可能なこと。また装置単体でSFPスロットを2つ以上有すること。 | | | |
| 3 | | 装置前面にSD/SDHCカードスロットおよびコンソールポートを各1つ以上有すること。 | | | |
| 4 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは40Gbps以上であること。 | | | |
| 5 | | 装置単体でMACアドレス登録数は16,384以上であること。 | | | |
| 6 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した2,048以上のVLANを設定可能なこと。 | | | |
| 7 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 | | | |
| 8 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 | | | |
| 9 | | ポートミラーリング機能を有すること。 | | | |
| 10 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 | | | |
| 11 | | ループを検出した際の動作に付随して、ポートLEDを点滅させることにより、視覚的に知らせる機能を有すること。 | | | |
| 12 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 | | | |
| 13 | | 時刻同期を行うためにNTPクライアント機能を有すること。 | | | |
| 14 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 | | | |
| 15 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 | | | |
| 16 | | 外部メディア(SDカード)へログを転送できること。 | | | |
| 17 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスクリプトを自動実行するトリガー機能を有すること。 | | | |
| 18 | | SDカードにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 | | | |
| 19 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 | | | |
| 20 | | TDR(Time-DomainReflectometry)方式のカッパーケーブル診断機能を有すること。 | | | |
| 21 | | 光ファイバーケーブルの受信光レベルを常時監視し、任意のしきい値を下回った場合に当該ポートのシャットダウンおよびSNMPトラップ通知が可能であること。 | | | |
| 22 | ソフトウェア関連 | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 | | | |
| 23 | | 複数の設定ファイルを異なる名前で保存可能なこと。また、それらに必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 | | | |
| 24 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 | | | |
| 25 | 実装形態 | 最大消費電力が18W以下であること。 | | | |
| 26 | | 外形寸法は350(W)×240(D)×50(H)mm(突起部含まず)以下であり、壁面への取り付けが可能であること。 | | | |
| 27 | | 筐体の質量は2.4kg以下であること。 | | | |
| 28 | | 動作時温度0～50℃に対応していること。 | | | |
| 29 | その他 | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 | | | |
| 30 | | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 | | | |
| 31 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 | | | |
| 32 | 台数 | 6台 | | | |

③フロアスイッチB

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 | 可否欄 | 備考 | 判定欄 |
|----|------------|--|-----|----|-----|
| 1 | ハードウェア構成 | 装置単体で10/100/1000BASE-Tのインターフェースを16ポート以上有すること。 | | | |
| 2 | | 装置前面にSD/SDHCカードスロットおよびコンソールポートを各1つ以上有すること。 | | | |
| 3 | パフォーマンス | 装置単体でスイッチングファブリックは40Gbps以上であること。 | | | |
| 4 | | 装置単体でMACアドレス登録数は16,384以上であること。 | | | |
| 5 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1QIに準拠した2,048以上のVLANを設定可能なこと。 | | | |
| 6 | | VLANの種類として、ポートベースVLAN、IEEE802.1QタグベースVLAN、IPサブネットベースVLAN、プロトコルベースVLAN、マルチプルVLAN、VoiceVLANの各VLANに対応可能なこと。 | | | |
| 7 | | IEEE802.1AX-2008に準拠したLinkAggregation(staticanddynamic)機能を有すること。 | | | |
| 8 | | ポートミラーリング機能を有すること。 | | | |
| 9 | ループ検出・抑止機能 | 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。 | | | |
| 10 | | ループを検出した際の動作に付随して、ポートLEDを点滅させることにより、視覚的に知らせる機能を有すること。 | | | |
| 11 | 運用・管理機能 | Telnet(クライアント/サーバー)機能およびSecureShell(クライアント/サーバー)機能を有すること。 | | | |
| 12 | | 時刻同期を行うためにNTPクライアント機能を有すること。 | | | |
| 13 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 | | | |
| 14 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 | | | |
| 15 | | 外部メディア(SDカード)へログを転送できること | | | |
| 16 | | 決められた時刻や特定のイベントが発生したときに、任意のスクリプトを自動実行するトリガー機能を有すること。 | | | |
| 17 | | SDカードにファームウェアやコンフィグファイルを直接アップロード/ダウンロード可能なこと。 | | | |
| 18 | | 短時間でリンクダウン/アップを繰り返すポートフラッピング現象を検出し、当該ポートの自動シャットダウンが可能なこと。 | | | |
| 19 | | TDR(Time-Domain Reflectometry)方式のカッパーケーブル診断機能を有すること。 | | | |
| 20 | ソフトウェア関連 | 装置内にファームウェアを複数保存可能なこと。 | | | |
| 21 | | 複数の設定ファイルを異なる名前で保存可能なこと。また、それらを必要に応じて切り替えて使用することが可能なこと。 | | | |
| 22 | | 設定ファイルを直接編集するエディター機能を有すること。 | | | |
| 23 | 実装形態 | 最大消費電力が18W以下であること。 | | | |
| 24 | | 19インチラックに収容可能であること。 | | | |
| 25 | | 筐体の質量は2.4kg以下であること。 | | | |
| 26 | | 動作時温度0～50℃に対応していること。 | | | |
| 27 | その他 | 日本語取扱説明書および日本語コマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 | | | |
| 28 | | 装置固有のベンダー定義MIBが存在する場合にはそのMIB仕様を公開すること。 | | | |
| 29 | | 四国内にサポート拠点・営業所点があること。 | | | |
| 28 | 台数 | 5台 | | | |

④ファイアウォール

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 | 可否欄 | 備考 | 判定欄 |
|----|------------|---|-----|----|-----|
| 1 | ハードウェア構成 | WAN: GbERJ45インターフェースを1ポート以上有すること。 | | | |
| 2 | | LAN: GbERJ45インターフェースを4ポート以上有すること。 | | | |
| 3 | | コンソールポートを1ポート以上有すること。 | | | |
| 4 | パフォーマンス | ファイアウォールスループットはUDPパケット1518バイトにおいて10Gbps以上、512バイトにおいて10Gbps以上、64バイトにおいて6Gbps以上であること。 | | | |
| 5 | | 同時セッションは700,000セッション以上であること。 | | | |
| 6 | | 新規セッションは35,000/秒以上であること。 | | | |
| 7 | | SSL-VPNスループットが900Mbps以上であること。 | | | |
| 8 | L2機能 | 装置単体でIEEE802.1Qに準拠した254個以上のVLANを設定可能なこと。 | | | |
| 9 | L3機能 | 物理インターフェースポート及び仮想インターフェース(VLAN)毎に任意のIPv4アドレスの割り当てが可能であること。 | | | |
| 10 | | ソフトウェアを変更することなく、スタティックルーティング、ポリシーベースルーティング、RIPv1/v2機能を有すること。(但しライセンス適用は可とする) | | | |
| 11 | ファイアウォール機能 | 任意の物理または仮想インターフェース間の通信に対して、通信を許可する/拒否する設定を行う機能を有すること。 | | | |
| 12 | | 通信を許可する/拒否する際に、通信の戻りパケットに対する設定を動的に行うステートフルインスペクション機能を有すること。 | | | |
| 13 | | 許可/拒否されたすべての通信のログを出力する機能を有すること。 | | | |
| 14 | 運用・管理機能 | Telnet(サーバー)機能およびSecureShell(サーバー)機能を有すること。 | | | |
| 15 | | HTTP/HTTPSを用いたWeb管理機能を有すること。 | | | |
| 16 | | 時刻同期を行うためにNTPサーバー/クライアント機能を有すること。 | | | |
| 17 | | SNMPエージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3による管理が可能なこと。 | | | |
| 18 | | Syslogサーバーへログを転送できること。 | | | |
| 19 | ソフトウェア関連 | 装置内の設定情報をテキストファイルに保存可能であること。 | | | |
| 20 | | 最新のOS(ファームウェア)が提供されていること。 | | | |
| 21 | 実装形態 | 19インチラックに収容可能であること。 | | | |
| 22 | | 動作時温度0~40°Cに対応していること。 | | | |
| 23 | その他 | 取扱説明書およびコマンドリファレンスをインターネット上に公開していること。 | | | |
| 24 | 台数 | 1台 | | | |

⑤共通事項

| 項番 | 構成・機能名 | 要件 | 可否欄 | 備考 | 判定欄 |
|----|--------|--|-----|----|-----|
| 1 | 保守 | この調達に係わる機器全ての保守費用を構成に含めること。 | | | |
| 2 | | 保守期間については、メーカー出荷日から5年間以上の対応を実施すること。 | | | |
| 3 | | 保守レベルは、先出しセンドバック保守とすること。 | | | |
| 4 | | コアスイッチとフロアスイッチAとフロアスイッチBについては同一メーカーを選択すること。 | | | |
| 5 | | 別添の保守体制表(例)を参照し提出すること。 | | | |
| 6 | 設置等 | 原則、現行機材の設置場所に収めるサイズとすること。 | | | |
| 7 | | 機器内容には設置に必要な部材(留め金、ネジ等)を含め、別途実施する設置・設定作業に支障がない配慮をすること。 | | | |
| 8 | 提出物 | 入札前に応札仕様書に可否対応一覧表を記載し事前提出すること。 | | | |
| 9 | | 調達された機器、保証書、機器明細書(品番・品名・シリアルプロダクトキー等)類は一覧表にて提出を実施すること。 | | | |
| 10 | その他 | 初期不良があった場合には、速やかに対応すること。 | | | |
| 11 | | 本仕様書に記載なき事項がある場合は、納品前に徳島県観光スポーツ文化部・文化振興課と協議すること。 | | | |
| 12 | | 中古品・新古品は不可とする。 | | | |

1.借入期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(60か月間)

2.納品期限：令和6年9月末日までとする。※ただし、半導不足等による遅延が生じた場合は、別途協議に応じるものとする。

3.設置場所：徳島県立文学書道館(徳島市中前川町2丁目22-1)

保守体制証明書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話
ファクシミリ
E-mail

「徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式（賃貸借）」
の保守については、別紙のと通りの体制で対応いたします。

保守体制表

徳島県立文学書道館から機器の障害等に関する通報を受けた当日または翌開館日に対応する体制については、下記のとおりです。

- (1) 連絡受付窓口及び時間
- (2) 保守作業を行う技術者の配置拠点
- (3) 導入した機器の保守部品の配置拠点
- (4) 保守フロー図



※保守点検業者名については、具体的な業者名を記載すること。

VII 契約書(案)

(案)

賃貸借及び保守に関する契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県立文学書道館収蔵品管理システムネットワーク機器一式の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に定める機器等（以下「機器等」という。）を甲に貸し付け、甲は、これを借り受ける。

（機器及び設置場所）

第2条 機器及び設置場所は、別添の仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。ただし、令和7年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

（賃貸借料金）

第4条 賃貸借料金は、月額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料金に110分の10を乗じて得た額である。

（賃貸借料金の請求）

第5条 乙は、毎月終了後に甲に対して賃貸借料金を請求する。

2 契約期間の終了等により賃貸借期間が1か月に満たないときは、日割りにより計算した金額とする。

（賃貸借料金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の正当な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、賃貸借料金を乙に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第7条 甲は、機器等の引き渡し完了後において、数量の不足又は性能等に契約内容に適合しないものであることを発見した場合には、乙に対して機器等の取替え又は修補を請求することができる。

（善良な管理義務）

第8条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、機器等を使用及び管理しなければならない。ただし、甲は、甲が必要と認める場合は、機器等の管理及び機器等を使用する業務を甲が指定する施設管理者に委託することができる。

(案)

(機器等の保守)

第9条 乙は、乙の負担において、別添の仕様書に定める保守要件のとおり保守を行うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって機器等に修理又は調整の必要が生じた場合には、この限りではない。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(機器等の引取り)

第11条 この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は機器等の一部を変更した場合において、不要になった機器等の全部又は一部の所有権その他に関する事項は、乙において整理し甲と協議するものとする。

(保険)

第12条 機器等に対する動産総合保険の付保とその保険料は、乙の負担とする。

(立ち入り及び秘密保持)

第13条 乙（乙の指定する者を含む。）は、機器等の納入、保守又は管理等のため、機器等の設置場所に立ち入る場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙（乙の指定する者を含む。）は、この契約の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合に生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(案)

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲乙協議の上、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙